

令和8年度 公益財団法人兵庫県国際交流協会
多言語電話通訳サービス業務委託（単価契約）事業者 募集要領

1 趣旨

(公財) 兵庫県国際交流協会（以下「県協会」と略す。）が発注する多言語電話通訳サービス業務（以下「電話通訳」と略す。）の実施業者を募集、選定することを目的に定める。

2 募集概要

(1) 業務名 多言語電話通訳サービス

(2) 実施内容

平日及び週末に寄せられる多言語による生活相談について、相談者及び相談員の間の電話通訳サービスを実施する（別添仕様書のとおり）。

(3) 主催者 公益財団法人 兵庫県国際交流協会

(4) 募集方法 一般公募型プロポーザル方式

(5) 審査方法 書面による審査

(6) 想定業務規模（概算） 2,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

(7) 契約予定期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(8) スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|--------------|
| ・参加表明書の提出期限 | 令和8年2月13日（金） |
| ・質問期限 | 令和8年2月10日（火） |
| ・見積書・企画提案書の提出期限 | 令和8年2月27日（金） |
| ・結果の通知・公表 | 令和8年3月中下旬 |

3 応募者の資格

(1) 本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- ① 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- ② 業務の実施にあたり、当協会との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- ③ 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- ④ 過去に、国及び地方の行政機関または公的団体に対して、通訳業務を受注した実績を有すること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 応募

本案件への応募希望者は、応募に係る書類を期限までに提出するものとする。

(1) 参加表明書等の提出

- ① 提出期限：令和 8 年 2 月 13 日（金）（必着）
- ② 提出部数：1 部
- ③ 提出書類

| 番号 | 提出書類名 |
|----|----------------------|
| 1 | 参加表明書（様式 1） |
| 2 | 過去の受注実績（様式 2） |
| 3 | 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 3） |
| 4 | チェックリスト（様式 4） |

(2) 提出方法

持参又は郵送又は電子メールにて期限までに提出すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の 9 時から 17 時まで（12 ~13 時を除く）とする。

(3) 提出・問い合わせ先

公益財団法人兵庫県国際交流協会 事業推進部多文化共生課（担当：東）

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-1 国際健康開発センター 2 階

TEL 078-230-3261 FAX 078-230-3280 Email: tabunka@net.hyogo-ip.or.jp

5 仕様書に係る質問について

- (1) 質問期間：令和8年2月10日（火）17時まで
- (2) 質問方法：電子メールで「4 応募 （3）提出・問い合わせ先」に提出すること。
- (3) 回答期日：回答は、原則として令和8年2月13日（金）までに随時、メールにて回答する。

※関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨を連絡する。

6 審査等

（1）審査に係る事前提出物

- ① 提出部数：5部（電子メールで提出する場合は1部）
- ② 提出期限：令和8年2月27日（金）
- ③ 提出書類
 - ・企画提案書（書式は自由）
 - ・所要経費見積書（書式は自由）
 - ・会社概要書

※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある

（2）審査方法

- ① 事前に提出された見積書・企画提案書を基に審査の上、業務委託予定者を選定する。
- ② 審査は書類審査により行う。書類は必要に応じて追加提出、説明を求めることがある。

（3）その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、本企画提案審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出された企画提案書等は、非公開とする。なお、採用された企画提案書、団体名等については、提案者の承諾を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。
- ④ 受理した提案書及び提出書類は選考結果に関わらず返却しない。

(4) 審査項目及び審査内容

提案する業務内容について、下記の項目に基づき得点で評価し、業務委託予定者を選定する。

| 審査項目 | 審査内容 |
|------------------|--|
| 通訳サービスのレスポンス | <ul style="list-style-type: none">応答率（架電から応答までの時間、対応方法等）通訳達成率通訳者の通訳レベル |
| 通訳言語 | <ul style="list-style-type: none">必須 10 言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語）上記言語の他に対応可能な通訳言語（ミャンマー語、モンゴル語、クメール語等） |
| セキュリティ、個人情報保護の対策 | <ul style="list-style-type: none">通訳内容や相談者の情報が第3者に漏洩することのないように実施されるセキュリティ対策及び通訳者への研修等の実施状況 |
| 費用 | <ul style="list-style-type: none">① 料金体系（以下の項目）<ul style="list-style-type: none">初期費（契約時のみ：1回限り）固定費（毎月かかる経費：定額）従量課金（通訳件数、時間に応じてかかる経費）消費税及び地方消費税② 年間所要額 1回の利用が 30 分以内で、年間 300 件程度通訳を実施すると想定した場合の年間所要額 |
| 業務の実績 | <ul style="list-style-type: none">① 実績報告時に提出される報告事項② 多言語電話通訳サービス業務の受注実績（過去 5 年間程度） |

(5) 業務委託予定者の選定について

評価得点の合計が、最高評価点の提案者を業務委託予定者とする。

(6) 審査結果の通知

審査結果が採択にかかわらず、応募団体全員に対して電子メールまたは電話により通知する。

(7) 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ① 「3 応募者の資格」に該当しない場合
- ② 要領または仕様書に示された条件に著しく適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ④ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 契約

- (1) 選考により最高評価点の提案を提出した者を業務委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。
- (2) 前号の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

8 その他

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協会に提出し、協会の書面による承認を得た場合は、協会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は協会に対し全ての責任を負うものとする。